



米國に於ける火災保険料率政策の變遷(4)

瀧谷，善一

(Citation)

經濟學商業學國民經濟雜誌, 33(4):531-539

(Issue Date)

1922-10

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00053480>



米國に於ける火災保險料率政策の變遷（其四）

瀧谷善一

八、結語

以上述べたるが如く米國に於ては火災保險料率及び料率協定に關し種々なる立法の發達を見たり。其原因、主として保險會社の横暴にして各種の弊害を惹起したるに因るものなれど、又他面其國民性及び政治組織に基くものなり。由來、米國民は差別待遇を嫌ふの思想強く獨占事業の横暴を憎み、公共的性質を有する事業の公開を要求するの念盛んなり。而して政治家は多數民衆の要求を容るゝに躊躇せざるより、往々にして他國に例なき極端なる立法を見ることあるなり。例へば往年、鐵道經營者の横暴、賃率競争の弊害等が公衆をして凡ての鐵道會社に對し反感を抱かしめ、鐵道に關する各種の取締法の制定を促したるが、火災保險に在りても保險會社の經營狀態が被保險者をして種々の疑惑反感を生ぜしめ遂に前

述の如く各種の立法を見るに至りしなり。

此等の立法中、トラスト禁止法及び協定禁止法は共に保險業者の協同を禁止し自由競争を強制せんとするものなり。之によりて保險會社が過重なる保險料を貪ることを防ぎ、料率の相當にして公平ならんことを期したるなり。然るに其實施の結果は多く豫期に反し、保險會社は任意に料率算定所の算定せる料率を使用せるを以て事實上協定を打破することを得ず。他方に於て自由競争は保險會社の基礎を薄弱にし、保險料の不公平を惹起し社會の爲めにも利益ならざること明となれり。此に於て多くの州にては、自由競争に依り各會社各様の料率を定めしむるの方針を捨て、保險業者の營業成績に照し、其經驗を基礎として相當なる保險料を定め、各會社をして一樣に之を採用せしむるの方針を採るに至れり。料率國定法及び協定取締法即ち是れなり。

尤もトラスト禁止法及び協定禁止法は全然何等の效果なかりしにはあらず。或州に於て、或る時代には、料率の過當となることを防ぎ、保險會社の横暴を制するの效果は存したるなり。されば今日にても、此種の法律は尙多くの州に於て存在し、又單にトラスト禁止法のみを有する州に於ても、同法が保險業に適用あるもの

と解釋せらるゝこと妙しからず。されど、火災保險事業の發達せる州に於ては此等の法律は寧ろ有害無益なりとせられ、全然廢止せらるゝか又は存在するも、之に例外を設け、經費節約の爲めに共同して料率表の制定を爲することを禁止せずとなすもの多きに至れり。従つて今や自由競争主義は排斥せられて協同主義が認めらるゝに至れるものと謂ふべし。料率國定法及び協定取締法は此主義を實行する爲めに採られたる立法なり。

此の二種の法律は外見上、氷炭相容れざるが如し。即ち一は國家が料率を制定するものにして保險會社は料率に關し何等發言權を有せず。他は保險會社が團體を作りて料率及び料率表を制定するものにして、國家は只其料率表の適用につき監督を加ふるものなり。然しながら、此兩者は共に火災保險の自由競争を排除し多くの會社の營業上の統計を基礎として統一的料率を制定し之れが適用によりて或地方と他の地方、或被保險物の種類と他の被保險物の種類、或保險契約の種類と他の保險契約の種類、或被保險者との間に料率の不公平なからしめ、且つ被保險物の検査によりて、危險の改良を促し火災損害の輕減を計らんとする點に於て同一なり。

然らば料率國定法と協定取締法との利害損失如何。既に述べたるが如く、料率國定法は州によりて其規定並に適用の寬嚴を一にせず。又、協定取締法も州によりて規定の内容に廣狹あるが上に各州に於ける火災保險事情同一ならざるを以て、一概に其是非を斷定するを得ずと雖も、大體に於て協定取締法は料率國定法よりも優れりと思はる。此點につき米國に於ける代表的意見を述べんに、料率國定法に反對する論者の論據は料率國定法は(一)契約の自由を侵害す。(二)保險會社の收入保險料に制限を加へながら其の營業上の損失に對し國家は何等保證を與へず。(三)料率國定機關の能率は低し。國家が料率を算定するときは保險會社が協定して之を行ふ場合よりも經費を要すること多し。(四)保險會社が自己にも社會にも有益ならざる此料率國定機關の經費として特別税を課せらるゝは不當なり。(五)料率國定制度の下に於ては政治上の勢力の爲めに料率の不公平を來すべし。(六)現今、國税と地方税との間に均衡を失すること大なり。此事態より察すれば火災保險料も國定の場合には非常に不公平となることを推定し得べし。(七)一州の經驗にては正當にして安全なる保險料率を算定すること困難なり。(八)假りに國家が保險業を國營とするも、他國に於て料率低下又は歳入増加の爲めに行へる國

營保險の成績より推せば、其目的を達すること能はざるを知るべし。況んや單に料率を定むるのみにては、保險會社に不當なる損害を與ふるの外、何等得る處なかるべしと。(註二)

之に對し料率國定法の利益として擧げらるゝ點は(一)此法律は大被保險物を有する者又は或地方若くは或種の被保險物に對する割安なる料率を引上げて、料率の公平を齎したり。(二)又此制度實施の結果は、保險料の低減を來しつゝあり。即ち(イ)都市の改善(ロ)個々の被保險物の危險の改良(ニ)被保險物に必然的に隨伴する危險の輕減又は被保險物に固有ならざる危險の除去(三)工場商店の管理上の欠點の除去(ホ)保險會社が或地方の一時的現象及び大損害の爲めに行はんとする料率引上の防止によりて、保險料率の低減を來したり。(三)料率及び料率算定表は安定して頻々變動せず、且つ公衆をして料率算定方法を了解せしむるの效果ありと(註二)私見に依れば、料率國定法は國權を以て料率の制定維持を行ふものなるを以て十分なる經費を以て専門家を備入れ、料率制定事業に従事せしむるならば、民間會社の料率制定によりて期待し得られざる効果を收め得べし。例へば料率の差別待遇を除去し、被保險物の検査を嚴重にして、危險の改良を促し、以て損害の減少と

保險料の低減を計るが如き是れなり。然しながら同時に保險會社が當然要求し得べき保險料の引下げを命することによりて保險會社の基礎を薄弱ならしむるにあり。且つ一州内に於ける保險料の公平は計り得らるとするも、一州と他州との間の公平を計り得べからず。加之國定料率算定機關が政治的勢力に左右せらるゝときは料率は却て不公平となる恐あり。従つて料率國定制度の効果を十分に擧げんが爲めには多くの經費を要し、且つ實行上困難を伴ふこと少なからず。然るに保險の目的の危險を改良せしむることは國定料率ならずとも行はれ得べく現に米國の料率協定團體は已に久しき以前より料率割引割増政策によりて危險改良の効果を收めつゝあることは世間周知の事實なり。

然らば協定取締法の結果如何といふに、紐育州保險監督官の言に依れば(一)保險監督官に協定團體の監督權を與へたる結果、州内に存在せる四個の料率協定團體の間に規約、書式及び實務上の統一を齎したり。(二)料率監督の結果次第に(イ)保險料割増率、割引率の不均衡(ロ)同一又は異りたる協定團體の管轄内に在る同一危險程度の被保險物間の料率の不公平(ハ)各種被保險物間の差別待遇を著しく矯正したり、而かも之れが爲に當局者は其監督權を屢行使するの必要なく單に此監督權

の存在によりて所期の目的を達し得たり。(三)保險會社の協定を許すことによりて料率算定表の發達を促したり、例へば、住宅及び農家料率算定表の制定の如き是れなり。之によりて差別待遇の發見を確實にし被保險者をして建物の欠點を知悉し其改良を爲さしむるの便あるなり。(四)加之協定取締法は或程度まで料率の低減を齎したり。即ち最初數年間差別待遇除去命令を發したる結果、保險料は一年約百萬弗の低減を來せり。又差別待遇の除去が或被保險物の料率を引下げ、他の被保險物の料率を引上げ、結局該被保險物の種類全體としては、保險料收入を著しく減少せざりしことも多し。又被保險者が建物の欠點を改良することにより保險料の節約を遂げたること計り知るべからずと。

紐育州の經驗に依れば、協定取締法によりて、保險會社の發動心を害せず、其協同による利益を收め、其弊害を除去することの可能なるを示せり。他の州に於ては事情必ずしも同一ならずと雖も、大體に於て協定取締法は料率國定法よりも、良く料率政策の目的を達すべしと認められたるが如く前項述べたる各州に於ける立法の傾向は明に之を示しつゝあるなり。

只此に一言を要することは料率改訂權を保險監督官に賦與する法律を制定す

る州も相當増加しつゝあることなり。若し保險監督官が此權限に基き嚴峻に料率の改訂を命せんか、料率國定制度が多くの州に於て行はるゝこととなるべし。されど、料率國定には非常なる經費と手數とを要するのみならず、料率國定は保險國營の過程となる懸念あるを以て多くの州は料率改訂權を行使するに慎重なるべし。加之、料率改訂法を嚴峻に實施せずとも、單にかゝる法律の存在するのみにて保險料を相當にして公平とするの效果少なからず。否十分なる基礎材料なくして料率の改訂を命することは保險會社の反對を買ひて經濟上政治上の混亂を來すこと今日までの歴史の示す所なるを以て料率改訂法が料率國定法に進むことは容易に行はれざるべし。只、已に料率改訂法の存在する以上は、保險國營思想の發展及び保險會社の態度如何により前記の經過をとるに至ること全然なしと謂ふべからず。

米國に於ける保險料率問題は各州に於ける立法によりて、相當解決の歩を進めつゝあり。然れども、各州別々の立法によりては、其州内の保險料を或程度迄公平ならしむることを得べきも、他州との間に料率の公平を保たしむること困難なり、此に於て各州の間に料率政策につきて、協調を保つの必要生ずべく、保險政策統一

の傾向を示せるは此必要に出づるものなり。然れども各州は其火災保険の發達程度、政治並に社會事情、料率政策の沿革等を等しくせざるを以て、米國全部の料率政策を全然統一するが如きは到底望むべからざる所なるべし。(完)

註 (1) Riegel. Rate-making Organization in Fire Insurance. *Annals of the American Academy of Political and Social Science*. March 1917. p. p. 189. 190

(1) do. p. p. 190. 191.